

議会運営委員会行政調査報告から

【四日市市】

議会改革について

1. 委員会のインターネット中継について

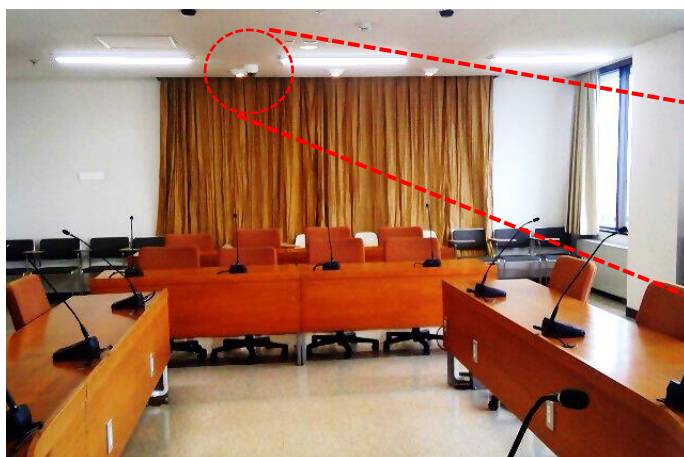
(1) 導入の経緯

より開かれた議会とするため、平成25年6月からU S T R E A Mを利用したインターネット中継を開始。平成30年8月からは、Y o u T u b e を利用しての中継へ変更。

導入時期	内容
平成25年6月～	総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4常任委員会
平成25年8月～	予算、決算常任委員会
平成26年5月～	広報広聴委員会
平成28年9月～	議会運営委員会及び特別委員会
平成30年8月～	Y o u T u b e を利用しての中継へ変更

(2) 設置している設備及び台数（第1～第4委員会室及び全員協議会室にそれぞれ設置）

- ・ We b カメラ（固定） : 1台
- ・ パソコン（配信用） : 1台
- ・ その他、マイク等の音響設備



We b カメラ

（出典）四日市市議会説明資料から抜粋

(3) 経費

① 導入経費 1,030千円

[内訳]

- |             |       |
|-------------|-------|
| ・ パソコン      | 392千円 |
| ・ We b カメラ  | 40千円  |
| ・ その他、配線工事等 | 598千円 |

② 運用経費（令和4年度）

- ・インターネット回線料 57千円

(4) 運用方法

委員会の冒頭で委員長から事務局へインターネット中継開始の指示

委員会担当とサポートの事務局職員2名のうち、いずれかが委員長の指示で中継操作  
 [ 定点カメラによる映像撮影のため、委員会開会中のカメラ操作は不要で、  
 中継操作は配信の開始、停止の操作を行う程度 ]

委員長から事務局へインターネット中継終了の指示

委員会終了後

事務局で休憩中や開始前などの余分な箇所をカットし見やすいように編集し、「過去のライブ配信」としてYouTubeにアップロード

(5) 視聴方法及び視聴数、取組の効果

① 視聴方法

- ・委員会ごとにチャンネルを作成し、YouTubeで配信



※市議会ホームページから各委員会名をクリックすると、それぞれの委員会の配信ページに移動。赤字で「L I V E（ライブ）」または「ライブ配信中」と表示されているものが中継配信。（出典）四日市市ホームページから抜粋

② 視聴数

- ・4 常任委員会及び予算・決算常任委員会の年間総視聴数：3,000～4,000回程度  
※過去のライブ配信映像の閲覧も含む。

(6) 取組の効果

- ・ライブ配信をした過去の映像を簡単に残しておくことができる。
- ・委員会の内容を市民が自宅で好きな時間に閲覧できる。
- ・Y o u T u b e を活用することにより、非常に安価に配信ができる。

(7) 今後の課題

- ・通信環境が不安定になる場合があり、画像や音声が途切れることがある。
- ・Y o u T u b e や配信用ソフトの仕様が変更され、操作方法が変わってしまうことがある。
- ・Y o u T u b e にアップロードした過去の映像の保存期間が明らかになっていないため、いつの間にか削除されてしまうことが考えられる。

2. 高校生議会について

(1) 目的

18歳選挙権がはじまり、未来を担う子どもたちに地方政治に興味を持ってもらい、地方政治への関心の向上を図るとともに、18歳未満の子どもたちの意見を聴取し今後の市政の参考とするため、平成30年度から開催。

(2) 概要

① 対象者及び募集人数

対象者	募集人数（5年度実績）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢地区（県北部）の公立高校及び特別支援学校高等部の生徒</li> <li>・市内の私立高校及び特別支援学校高等部の生徒</li> <li>※全日制、定時制、通信制</li> </ul>	おおむね30人程度 （8校、生徒23人）

② スケジュール

時期	内容
6月中旬	開催スケジュールを決定
8月上旬	参加者募集要項を決定
8月下旬～9月上旬	正副議長による学校への参加依頼（校長会出席、直接訪問等）
9月末まで	参加者及び調査テーマの募集
10月末～11月上旬	事前勉強会の開催
11月末まで	議長、委員長の立候補者を募集 意見シートの提出依頼
12月中旬	取りまとめた意見シートを各参加者へ送付
1月下旬	高校生議会の開催

(3) 当日の主な流れ

**当日**

**議長選挙** 議長に立候補した3人の候補者が所信表明演説を行った後、高校生議員が投票を行いました。



①議長候補者による所信表明演説      ②投票      ③開票の立会い      ④議長を選出

**委員会で議論** 三つの委員会に分かれ、高校生委員長を中心に議論して全員の考えを意見書に取りまとめました。



①まず自分の意見を発表      ②委員長の進行で議論      ③みんなの意見を取りまとめ      ④内容を全員で確認

**本会議場で意見書を採決** 取りまとめた意見書を本会議場で採択し、市議会に提出しました。



①委員長が意見書を読み上げ      ②三つの意見書を採決し、可決！      ③市議会に意見書を提出！

意見書の内容を紹介



**公共施設委員会**

さまざまな世代が交流できる公園を造り、学校施設も運動場として活用すること。また、公園の遊具の改良や新設のほか、四日市港ポートビルの活性化、駅の安全対策、視覚障害者に配慮したまちづくりを進めること。



**環境委員会**

アプリを利用した情報発信のほか、電気自動車の普及、再利用を促進するためフリーマーケットの開催などに取り組むこと。また、防災用品を繰り返し使用できるものにする。



**公共交通・都市開発委員会**

公共交通機関のバリアフリー化を進めること。また、ICカードの普及促進や待合所の充実、自動運転バスの導入のほか、市内西部を南北に移動するバス路線の充実、JR四日市駅周辺の活性化に取り組むこと。



(出典) よっかいち市議会だより 2月定例議会号(令和6年5月10日発行)から抜粋

(4) 今後の課題

- ・募集について学校を通じた申込だけではなく、高校生個人での申込件数を増やしていきたいと考えており、情報発信に注力する必要がある。
- ・高校生議会において提出された意見書について、高校生に直接フィードバックする方法を検討していく必要がある。

3. 四日市市議会BCP（業務継続計画）について

(1) 目的

二元代表制の趣旨にのっとり、議決機関及び住民代表機関として議会の機能維持を図るための組織体制を定め、市民の安全確保、被害の拡大防止及び災害復旧に向けた災害対策活動ができるよう、体制整備を行う。

(2) 議会の役割

- ① 迅速な災害復旧に向け、市との災害情報の共有、協力・連携体制を整える（四日市市議会災害対策会議の設置）
- ② 地域の被災状況等の情報収集及び整理、市の災害対策本部との情報共有
- ③ 国、県、その他関係機関に対する要望活動
- ④ 復旧に向け必要な予算の審議

※定足数に足る有効な議決ができる会議の開催

(3) 経過

年月	内容
令和2年8月策定	「地震・風水害編」「感染症対策編」に分け、必要な事項を定める。
令和4年4月改訂	大規模感染症への対応、発災時の議員の行動基準や参集などを追記

(4) 四日市市議会災害対策会議の概要

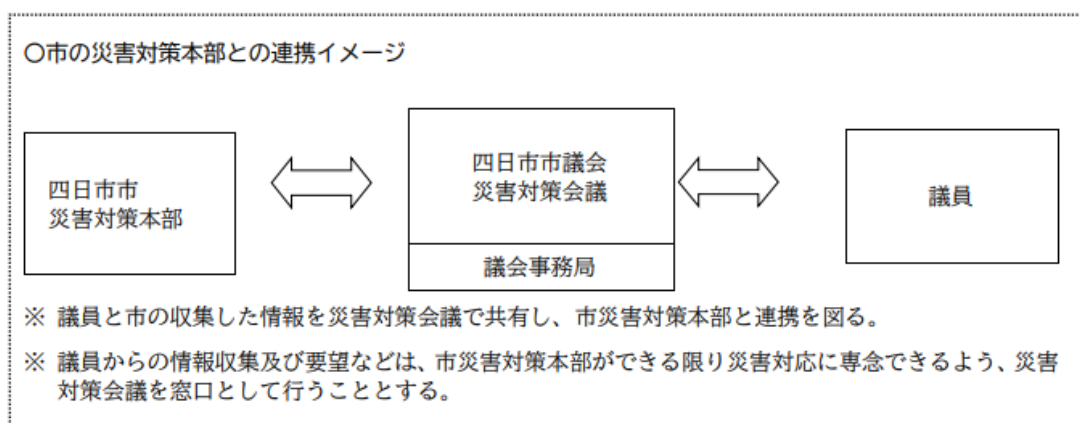
項目	内容
設置・組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各派代表者をもって組織する。</li> <li>・市域で震度5強以上の地震が発生したときに設置する。</li> <li>・市の災害対策本部が非常体制を配備した場合又は大規模感染症の発生等により市の健康危機管理対策本部が設置され、市内で重大な健康被害が発生した場合（恐れを含む。）、議長の判断で設置することができる。</li> </ul>
任務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の情報収集などに関すること</li> <li>・議員の安否に関すること</li> <li>・議員の参集に関すること</li> <li>・本会議及び委員会の開催に関すること</li> <li>・本会議及び委員会等の協議事項に関すること</li> <li>・市の災害対策本部又は健康危機管理対策本部との連携に関すること</li> <li>・その他災害対応に必要と考えられること</li> </ul>

(5) 地震・風水害編

① 議員の行動基準

- ・自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保する。
- ・災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ・自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・議会事務局へ安否の報告を行う。
- ・連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

② 市の災害対策本部との連携イメージ



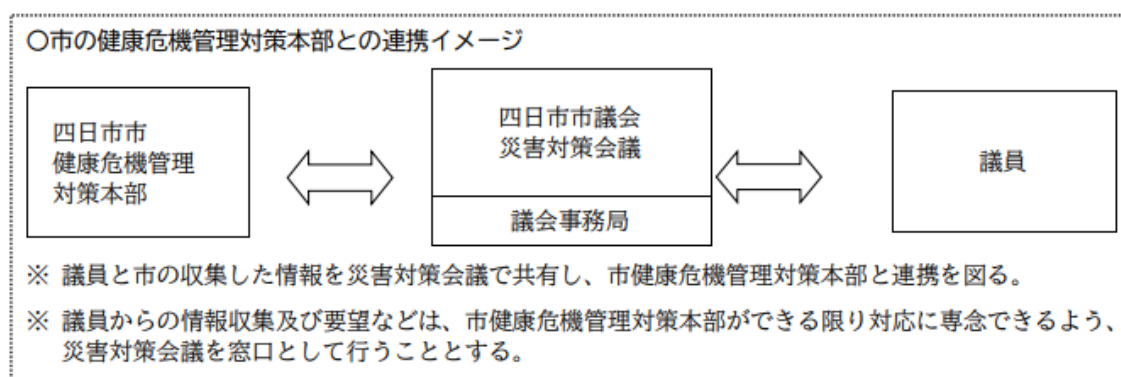
(6) 大規模感染症編

① 議員の基本的行動

議員は、市内で感染が発生している状況においては、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、別途定める対応方針を踏まえた上で、次の活動を行う。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて活動に当たるものとする。

- ・感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- ・感染症発生地域又は発生地域を経由する議員の出張・外出は、必要性・重要性を検討し、可能な限り控える。
- ・感染者が増加傾向にある場合は、不要不急の外出を自粛する。
- ・議会事務局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- ・災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記にかかわらず災害対策会議の業務に当たる。
- ・議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- ・議会事務局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。

② 市の健康危機管理対策本部との連携イメージ



(7) 取組の効果

- ・ B C Pを策定し、災害時や大規模感染症の発生時における行動基準を定めたことにより、災害に対する議会全体での意識が向上した。

(8) 今後の課題

- ・ 策定以降、実際に B C Pを発動させた事案はなく、手探りで取組を進めているため、今後も他都市の取組や時代に合わせて内容を充実させ、実行性のあるものに随時見直していく必要がある。

4. 市議会モニター制度について

(1) 目的

市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的として、平成16年11月に市議会モニターを設置。

(2) 選考方法及びモニター数

選考方法	モニター数 (令和6年度)
地区市民センターの館長に各地区1人の推薦を依頼	27人
四日市大学に市議会モニターとして大学生の推薦を依頼(5人程度)	5人
一般公募(10人程度)	13人
計	45人

[年齢分布]

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
令和6年度	4人	3人	1人	3人	4人	11人	17人	2人

最年少19歳、最年長81歳(令和6年5月28日現在)

(3) 任期

1年。再任は2年まで（合計で3年）

(4) 市議会モニターの職務

- ・本市議会の本会議、常任委員会等を可能な範囲で傍聴し、意見を文書で提出する。
- ・ケーブルテレビで中継している議会の代表・一般質問の様子、インターネットで中継している本会議の様子などを可能な範囲で視聴して、意見を文書で提出する。
- ・研修会、意見交換会等に参加し、意見を述べる。
- ・随時、議会運営等に関する意見や提言を文書で提出する。
- ・議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項等に回答する。

[活動概要]

令和5年度	委嘱式	研修会	意見交換会	アンケート
回数	1回	1回	1回	1回
参加者数	38人	40人	32人	—

(5) 提言状況及び提言を基に改善した主な事項

① 受付件数

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
件数	13件	16件	12件	24件	52件	22件	11件	34件

② 提出された提言を踏まえ改善した主な事項

- ・本会議を傍聴する際の手続に必要であった住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更することで、傍聴手続を簡素化した。
- ・委員会で議員にのみ配付していた資料を傍聴者にも配付するようになった。
- ・新年度当初予算の上程にあたり、市長が所信を述べる2月定例会議会と、市長等が前年度決算について説明する8月定例会議会の議案説明を傍聴者にも配付するようになった。
- ・本会議の代表質問・一般質問の模様をケーブルテレビによる生中継だけでなく、インターネットでも配信することにより、いつでも視聴できるようにした。



【船橋市】

議会改革について

1. タブレット端末等の活用について

(1) 導入の目的

- ・会議資料の電子化により、集積・共有された資料へのアクセスを容易にすることで、議会活動等の強化を図る。
- ・議場や委員会室において、会議の進行に関するやり取りを、議員と事務局間又は議員間で行うことで、会議運営の円滑化を図る。

(2) 経緯

年月	内容
平成27年 6月	議会運営委員会において 4 会派から提起
8月	議会運営委員へシステム業者によるデモを実施
平成28年 2月	議会運営委員会において大津市議会視察
4月	議会運営委員会において導入する方向で協議を進めることを決定
平成29年 6月	定例会補正予算上程、公募型プロポーザルによる公募を開始
8月	補正予算可決、候補者決定、契約事務
平成30年 2月	本格運用開始
令和 5年 1月	ネットワーク設備機器更新
令和 5年 5月	タブレット端末更新（改選後）

(3) 利用端末及び活用状況等

区分	利用端末等	活用状況等
タブレット端末 ※令和 5年11月ネットワーク設備機器更新後の状況	iPad Pro 第 5 世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SIMフリーモデル 128GB 12.9インチ</li> <li>・100台（議員50台・理事者41台・議会事務局 9台） ※議員以外はWi-Fiモデル</li> <li>・端末費用は公費負担</li> <li>・通信料（SIM）は議員個人負担</li> </ul>
会議システム	SideBooks	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成したフォルダに議案等の資料（PDFデータ）を格納し、会議中の閲覧に活用</li> </ul>
議会通信システム	WowTalk	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員、執行部及び議会事務局が使用する端末において一斉又は個別に必要なメッセージの送受信に活用</li> </ul>
グループウェア	Garoon	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種様式、資料の保管（Word等データ含む）</li> <li>・公的メールアドレスによる議員への連絡</li> <li>・スケジュールや施設予約</li> </ul>

(4) 運用方法

- ・「船橋市議会タブレット端末の管理に関するガイドライン」に基づき、適正に管理している。

使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) タブレット端末を議会活動の目的以外に使用しないこと。
- (2) タブレット端末の使用に当たっては、個人情報の取り扱いに留意すること。

(出典) 船橋市議会タブレット端末の管理に関するガイドラインから抜粋

(5) 今後の課題

- ・令和元年5月から紙資料を廃止したが、その後、一部の議員から紙資料が必要との申出があり、協議の結果、希望する議員に対して紙資料を配付している。
- ・端末操作の習熟度に差がある旨、議員から指摘があり、講習会を実施している。

(6) 本会議における資料の配付及び掲示について

① 配付及び掲示までの流れ

ア 配付の場合

質疑質問前日の午後1時までに「資料使用申出書」に資料を添付して議長に提出  
【議員】

議長許可（決裁）【事務局】

質疑質問当日の午前9時までに配付資料及びPDFデータを事務局に提出【議員】

傍聴用の資料に閲覧用スタンプを押し、ナンバリングを行う【事務局】

配付

- ・議場配付及びタブレット端末の会議システムで閲覧できるタイミングは質疑質問当日の開会前【事務局】
- ・資料データは会期中会議システムで閲覧できるものとし、閉会後は削除する【事務局】
- ・傍聴者には閲覧用として資料を配付し、会議終了後に回収する【警備員】

イ 掲示の場合

質疑質問前日の午後1時までに「資料使用申出書」を議長に提出。なお、提出の際に資料を議長に示す【議員】

議長許可（決裁）【事務局】

② 配付及び掲示した資料の取扱い

会議録に掲載しない。

③ 今後の課題

- ・提出された資料（例：文字のみの資料）について、内容によっては許可をしてよいものか判断に迷うものがある。
- ・資料使用申出をする議員が著作物という認識がなく締切直前で申出をされた場合、急いで著作物の利用について許諾を受けなければならない場合がある。

2. インターネット中継について（本会議・委員会中継、字幕配信及び会議資料掲載）

(1) 導入の経緯

年	内容
平成16年	・本会議中継開始（ライブ・録画）
平成25年	・本会議中継リニューアル、スマートフォン版の配信開始
平成26年	・委員会（第4・第5委員会室）中継開始（ライブ・録画）
平成29年	・委員会（第3委員会室）中継開始（ライブ・録画）
令和2年	・委員会の録画中継に、議題ごとの開始時間を表示
令和3年	・本会議のライブ中継に字幕を表示 ・本会議・委員会の録画中継公開時に会議資料を掲載

(2) 設備（第4・第5委員会室、第3委員会室にそれぞれ設置）

- ・カメラ3台
- ・中継操作タッチパネル1台
- ・映像確認用テレビ1台
- ・卓上マイク、ハンドマイク複数台
- ・タッチパネルモニター（委員会室外設置）1台

(3) 運用方法

① 生中継の運用（主なもの）

- ・開会から閉会までの会議における一切の様相（不規則発言含む）を放送する。
- ・休憩中は放送しない。

② 録画中継の運用

- ・会議が行われた日から原則2営業日以内に掲載する。
- ・生中継で放送した内容をそのまま掲載する（休憩部分はカット）。
- ・発言の取り消しがあった場合は、当該発言を無音処理する。
- ・掲載期限を設けず、掲載し続ける。
- ・議題ごとの開始時間を表示する。
- ・会議資料を掲載する。

(4) 視聴方法

- ・市議会ウェブサイト
- ・スマートフォン及びタブレット端末専用サイト

(5) 字幕表示について

実施時期	令和3年2月から（本会議の生中継のみ）
実施に至った経緯	広報委員会において聴覚障害者や手話通訳者からの要望がある旨、委員から提案があり、検討を進めた結果、音声認識アプリを使って生中継の音声を取り込み文字化して配信するサービスを活用することとなった。
運用方法	音声認識アプリのUDトークを活用 （選定理由） <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体でも導入実績がある</li> <li>・比較的費用が抑えられる</li> <li>・容易に音声認識の結果をインターネット上で公開できる機能を備えている</li> </ul>

（出典）船橋市ホームページから抜粋

(6) 会議資料の掲載について

実施時期	令和3年4月から（本会議及び委員会）
実施に至った経緯	広報委員会においてインターネット録画中継の会議資料掲載について提案があり、検討を進めた結果、本会議及び委員会の録画中継において会議資料の掲載を開始することとなった。
運用方法	原則、中継を行う全ての会議が対象で、録画中継のみ掲載 ア 録画中継ページに添付する資料の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の会議で配付した資料                      本会議：例）議事日程、諸般の報告など                      委員会：例）協議用資料、執行部の説明資料など</li> <li>・複数日の会議に関連する資料（例：議案、発議案、請願陳情等）                      →議案等を掲載している市議会ウェブページのリンクを表示</li> </ul> イ 掲載しない資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報に掲載されている等、広く一般に公表することに適さない資料</li> <li>・詳細説明・情報提供などの目的で議員にのみ配付される資料</li> <li>・傍聴者に対して「閲覧のみ」「配付しない」などの取扱いをする資料（部数の都合により「閲覧のみ」としている資料は掲載）</li> <li>・執行部提出資料のうち、公開を控えてほしい旨の申出がある資料</li> </ul>

船橋市議会  
Funabashi City Assembly

現在位置 : [トップページ](#) > [委員会録画放映](#)

市議会トップページ

スマートフォンサイト

お知らせ

会議の予定

---

映像配信

ライブ中継

本会議録画中継

委員会等録画中継

---

会議録検索

本会議会議録の閲覧

委員会等記録の閲覧

会議録の検索

一般質問等主意通告書

操作説明

### 船橋市議会 委員会等録画中継

会議名から検索
録画内容を検索
ご利用案内

会議名から録画を検索

平成26年2月以降の委員会及び過去の全員協議会の録画中継を視聴できます。

会議名の指定:  検索

1
2
3
4
5
次へ
最後へ
登録件数 1466 件

発言種別	録画内容	リンク
議会運営委員会（会議日：令和6年6月7日）		
全日	<p>議会運営委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長及び監査委員からの報告について 0:01:05～</li> <li>2. 議事日程について 0:02:35～</li> <li>3. 陳情の一部訂正申出について 0:04:24～</li> <li>4. 船橋市議会会議規則等の一部改正について 0:08:04～</li> <li>5. その他</li> </ol> <p>(1)次回の議会運営委員会について 0:10:13～</p>	

船橋市議会  
Funabashi City Assembly

### 船橋市議会録画放映

▶ 別ウィンドウで表示(上で再生できない場合)

▶ 映像が見られない場合

▶ 前の画面に戻る

**会議名:** 議会運営委員会

**会議日:** 令和6年6月7日 本会議散会後

**日程:**

・10日/11日の議事等

**録画内容:**

議会運営委員会

1. 市長及び監査委員からの報告について 0:01:05～
2. 議事日程について 0:02:35～
3. 陳情の一部訂正申出について 0:04:24～
4. 船橋市議会会議規則等の一部改正について 0:08:04～
5. その他

(1)次回の議会運営委員会について 0:10:13～

**添付資料**

- 協議事項(6.6.7) (PDF 57KB)
- 議事日程⑧(6年2定・6月10日、11日) (PDF 89KB)
- 陳情の一部訂正について(令和6年2定) (PDF 136KB)

■ ご覧いただく各映像は、船橋市議会の公式記録ではありません。

Copyright © 2013- 船橋市 Funabashi City. All Rights Reserved.

(出典) 船橋市ホームページから抜粋

### 3. 船橋市議会業務継続計画（議会BCP）について

#### (1) 目的

大規模な災害発生や新型コロナウイルスなどの感染症等により、様々な制約を受ける状況にあっても、議会として迅速な意思決定や市民ニーズの反映など、議会機能の発揮、機能維持を図る。

#### (2) 策定期間

・令和 5 年 4 月策定

→「地震・風水害編」「感染症対策編」に分け、必要な事項を定める。

#### (3) 地震・風水害編

##### ① 経緯

これまでの大規模災害時における議会の対応

「船橋市議会災害対策支援会議設置要綱」（平成26年 7 月制定）

・支援会議の設置、市の対策本部との連携、災害の発生時期に応じた所掌事務等を定める。

台風等による浸水や土砂流出、首都直下地震等の懸念

議会BCPを策定

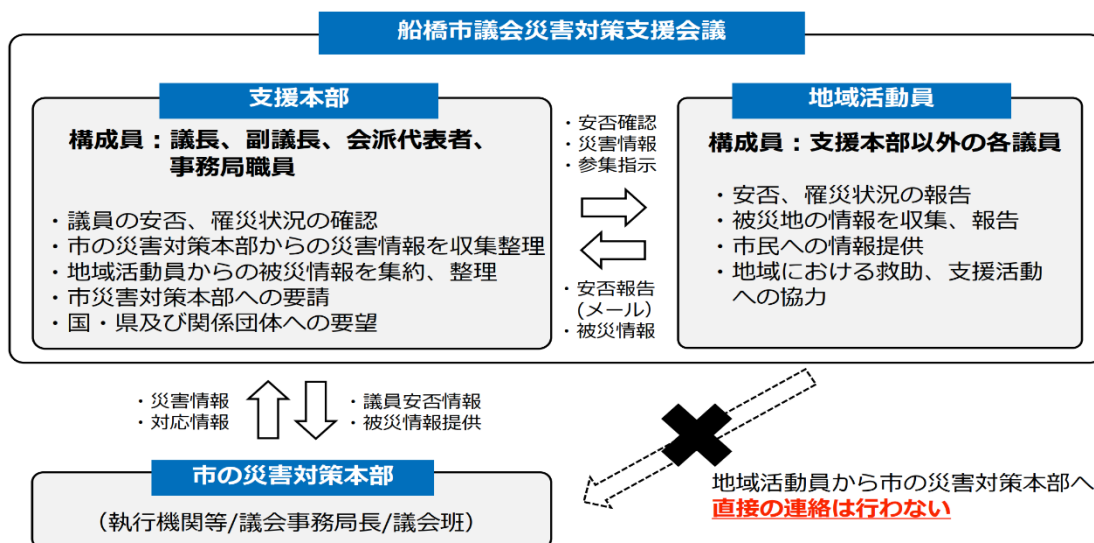
・「初動体制の整備」や「災害の発生時期に応じた行動基準」など議会の役割をさらに明確化  
 ・市民への情報発信や要望のとりまとめ、執行機関との連携など災害時の議員の役割を定める。

##### ② 対象とする災害等

災害等種別	内容
地震	・市域に震度 5 強以上又はこれに準ずる地震災害(※)が発生したとき ・東京湾内湾で 1 メートルを超える津波が発生したとき、又はそのおそれがあるとき
風水害	各種特別警報又は警報が発表され、市域に甚大な被害が発生した場合、又は発生のおそれがあるとき
その他	大規模な火災、事故、原子力災害、テロ行為等により大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあり、市民生活に重大な影響がある場合

※市の震度が計測できず、近隣市の震度で船橋市も震度 5 強以上と推測された場合に適用

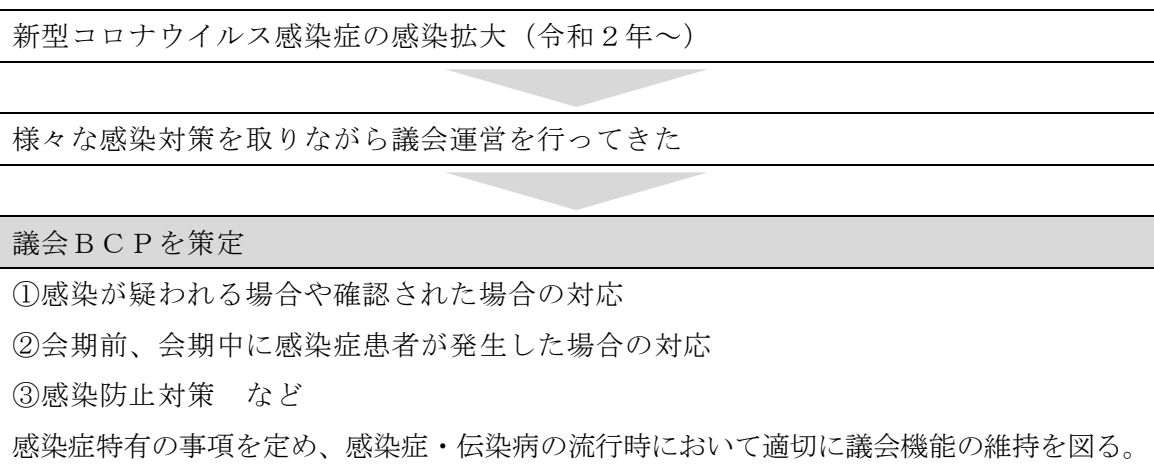
③ 災害時の組織体制



(出典) 船橋市説明資料から抜粋

(3) 感染症対策編

① 経緯



② 想定する感染症及び規定する事項

ア 想定する感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症のうち、何らかの措置を講じなければ、人の生命や健康に重篤な影響を及ぼす感染症が対象  
※季節性インフルエンザ等で議会運営に支障をきたす事態となった場合にも準用

イ 規定する事項

- ・感染が疑われる場合及び感染が確認された場合の対応
- ・議長、委員長、議会事務局長が職務を執れない場合の対応
- ・会期前や会期中に感染症患者が発生した場合の検討事項と対応
- ・感染防止対策

→新型コロナウイルス感染症拡大時における対応を参考に具体的な対応を定めている。

(4) 議会における取組

① 市議会防災訓練

- ・ 議員及び事務局職員を対象に船橋市議会防災訓練を毎年実施
- ・ 令和5年度は「議会BCPについての研修会」を併せて実施  
(令和5年10月)

→ 「船橋市議会災害対策支援会議」における議員の役割を特に周知



(防災訓練の様子)

② 議員の主な役割

- ・ 議長、副議長、会派代表者が支援本部の構成員となり、支援本部以外の議員が地域活動員となること。
- ・ 地域活動員は、安否確認メール等により安否の報告を支援本部に行うとともに、必要に応じて地域の被災情報等を報告すること。
- ・ 地域活動員が収集した被災情報等は、支援本部が集約し、市の災害対策本部に提供するため、議員から市の災害対策本部へ直接の連絡は原則行わないこと。
- ・ 市の災害対策本部からの情報は、支援本部から適宜地域活動員へお知らせするため、地域活動員には、地域における救助や支援活動への協力、市民への情報提供をお願いすること。

③ 事務局職員の災害対応訓練

- ・ 事務局職員を対象に実地訓練として「使用施設開設訓練」と「業務運営訓練」を実施  
(令和5年7月)

ア 使用施設開設訓練

勤務時間中に震度6弱の地震が発生した前提で、けが人や火災の有無、施設の被害状況を速やかに確認し、議会の機能維持を図る。

イ 業務運営訓練

震度6弱の地震発生後、「船橋市議会災害対策支援会議」が設置され、本庁舎が停電したことを前提とする。

メール配信システムを用いた議員の安否確認を行ったほか、議員から寄せられた被害状況等の情報をトリアージして市の災害対策本部へ情報提供するまでの訓練を実施

(5) 課題及び今後の対応

課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動→指揮系統の確立</li> <li>・ 議員（地域活動員）が収集した地域の被害情報等の整理 →迅速かつ適切なトリアージ（特に至急案件など）が必要</li> </ul>
今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会BCPの見直し→法令等の改正や防災訓練の実施で得た情報などの反映</li> <li>・ 定期的な訓練の実施→市議会防災訓練、事務局職員の災害対応訓練</li> </ul>